

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり県道の管理に関する協議に同意した。

平成 19 年 3 月 20 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 路線名

- (1) 柏台松尾線
- (2) 田山停車場線
- (3) 荒屋新町停車場線
- (4) 大更停車場線（大更好摩線と重複する部分を除く。）
- (5) 田代平西根線
- (6) 焼走り線

2 管理を行う者 八幡平市

3 管理を開始する日 平成 19 年 4 月 1 日